

# 沖縄県立芸術大学における成績評価に関するガイドライン

(令和6年9月26日制定)

## 1 ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、学部・研究科・教育プログラム（以下、「各学部・研究科等」という）における各々の教育課程の特性に配慮しつつ、単位の認定に関わる試験やその他の成績評価に関する指針と成績評価及び成績分布の組織的な点検を行う際の留意事項や方法等を提示することで、各授業科目の教育水準を確保するとともに、厳格かつ客観的な成績評価を図り、もって本学の教育の質と信頼性の向上に寄与することを目的とする。

## 2 成績評価に関する指針

### (1) 成績評価の方法

成績評価は、各学部・研究科等及び科目担当教員の判断により、各学部・研究科等の教育課程の特性や学問分野の性質に応じ、シラバスに記載した到達目標の達成度を測定できるよう、定期試験、小テスト、レポート、論文、作品、実技・演舞、学修記録及び発表・報告等、当該授業科目に適切な方法を選択又は組み合わせて行うものとする。

### (2) 授業科目の到達目標と学位授与の方針(DP)及び教育課程編成・実施の方針(CP)との関連性

学位及び教育成果の質保証のために、当該授業科目シラバスに記載する到達目標は、各教育プログラムの学位授与方針(ディプロマ・ポリシー(DP))に掲げる要素と関連させるものとする。

また、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー(CP))に基づき、当該授業科目の教育課程全体での位置づけについて、カリキュラムマップにおいて示すものとする。

### (3) 到達目標

「到達目標」とは、当該授業の履修者が最低限身につける内容を示す目標のことであり、到達目標を達成することにより、その授業の単位を認定するレベルを示したものとする。シラバスにおいて記載する到達目標は、「△について、●ができるようになる」といった、定量的、定性的に測ることのできる認知能力や非認知能力の獲得状況について、未来完了形で記載することとし、箇条書きで明示するものとする。

### (4) 評価の方法

到達目標に対する成績評価は絶対評価で行うことを基本とする。

ただし必要に応じて相対評価を用いることもできる。教育の質保証の観点からも、各学部・研究科等で不断の点検を行い、改善に努めるものとする。

### (5) 成績の評語(評価)、評点及び評価の内容

学士課程においては沖縄県立芸術大学各学部履修規程第15条、大学院課程においては各研究科履修規程第6条に定める通りとする。

### (6) 成績評価に関する基準等の公表

各科目における成績評価に関する基準等はシラバスへ記載するものとする。

シラバスの「成績評価の基準」では、到達目標に対して、最低限達成すべき能力等

および具体的なレベルを示す。

(7) ルーブリック

到達目標に対して、どのような観点・尺度、水準・レベルで評価を行うのかを記載したルーブリック(評価基準表)を作成する。ルーブリックは学生に対して授業の中で説明する。具体的な成績評価基準の提示を行うことで、教員と学生の認識をあらかじめ近づけ、透明性のある評価を確保する。

(8) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の評価基準

卒業論文、卒業研究、卒業制作等(以下、「卒業論文等」という。)を含む授業科目において、卒業論文等に関する審査基準については、別に定める「卒業論文等の評価基準」に基づき審査を行うものとする。

(9) 同一科目間での公平性への配慮

同じ授業科目を複数のクラスで開講し複数の教員が担当する場合は、成績評価基準及び成績評価方法に大きな差が生じないように担当教員間で協議・調整するものとする。

### 3 成績評価及び成績分布の組織的な点検の実施

(1) 組織的な点検

成績評価に関する基準等に則り、各授業科目の成績評価や単位認定が、厳格かつ客観的に行われているか、また個々の教員の裁量に依存することがないように、各学部・研究科等は成績評価について組織的な点検を行うものとする。

当該授業科目の成績評価が極端に高いあるいは低い授業科目については、大学教育として相応しい到達目標のレベル設定や教員間での到達目標に対する達成度に関する認識などについて適切なものとなっているか、成績評価の妥当性を確認するためにも、成績評価の分布の点検を組織的に実施する。

なお、点検にあたっては、①成績評価の分布状況(成績評価の分布の偏り等)の点検、②GPA の状況、③授業評価アンケートの状況等を組み合わせて活用し、学位プログラム(学部等)レベルでは、各学部、研究科等において組織的な点検を実施する。

必要に応じて、大学全体レベルにおける点検を行うものとする。

(2) 説明責任

科目担当教員は学生の成績評価に対する質問等に対して誠実に対応するとともに、各学部・研究科等は「成績に関する異議申し立て」の制度を適切に運用するものとする。成績根拠資料は保存期間内において、必要に応じて資料を開示する。

(3) 組織的な点検に基づく改善のプロセス

成績評価や成績分布に関する組織的な点検の結果を踏まえ、各学部・研究科等は改善を行うものとする。必要に応じて、大学は各部署に対して改善の指示を行う。

### 4 改廃

本ガイドラインの改廃は、大学教務委員会、内部質保証推進会議及び教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則 このガイドラインは、令和6年9月26日に施行する。